

AOYAMA ETCカード特約（個人会員用）

第1条（本特約の主旨）

本特約は、ETCカードを利用することにより発生する通行料金等を、クレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、ETCカード利用者（以下「会員」といいます。）は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとします。

第2条（用語の定義）

本特約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。

1. 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
2. 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
3. 「車載器」とは、会員がETCシステムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
4. 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
5. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、株式会社青山キャピタル（以下「当社」といいます。）の業務受託会社であるユーシーカード株式会社（以下「UC社」といいます。）が、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
6. 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。
7. 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
8. 「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

第3条（ETCカードの発行と管理）

1. 当社は、当社が発行するクレジットカードの会員が、ETCカードの追加対象として指定するクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）の会員規約（以下「会員規約」といいます。）及び本特約を承認のうえ、所定の方法でETCカードの利用をお申し込みいただき、当社がETCカードの利用を承諾した場合、指定カードに追加してETCカー

- ドを発行し、貸与いたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
2. ETCカードは、当社が所有権を有し、会員は善良なる管理者の注意をもってETCカードを使用し保管するものとします。
 3. 会員は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
 4. 第2項または第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCカードの利用により発生する通行料金その他の損害は会員が負担します。
 5. ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。
 6. ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き会員として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCシステムの利用により発生した通行料金等について、会員は、有効期限到来後といえども、本特約に基づき支払いの義務を負うものとします。

第4条（ETCカードの利用方法）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。
2. 会員は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。

第5条（ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠）

1. 当社は、会員がETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、UC社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードの利用代金と合算して請求し、会員はこれを支払うものとします。
2. ETCカードの利用により発生した通行料金の支払区分は、会員規約の支払区分条項に定める1回払いを指定したものと取り扱います。ただし、指定カードの支払方法が1回払いを除いた特定の支払方法のみに限定されている場合は、当該支払方法が適用されます。
3. 第1項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払いに際して請求された内容に疑義がある場合は、会員と道路事業者との間で解決するものとし、会員は当社への支払義務を免れないものとします。
4. 会員は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて会員がETCカードを利用した場合、会員は、当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条（ETCカードの解約及び利用停止と返却）

1. 会員は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、会員は、当社に対して解約日まで

に発生したE T Cカード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。

2. 指定カードを退会または資格喪失する場合、E T Cカードも同時に解約され、会員の資格を喪失するものとします。
3. 会員が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、E T Cカードもしくは指定カード等（指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ。）の使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、E T Cカードもしくは指定カード等の使用停止または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者には当該E T Cカードの無効を通知することがあります。
4. 事務手続きの都合その他の事由により、E T Cカードを解約または資格喪失した以降に、E T Cカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該売上を本特約に基づき当社に支払うものとします。

第7条（E T Cカードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行）

1. 会員が、E T Cカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、またはE T Cカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
2. 当社は、当社が適当と認めた場合にE T Cカードを再発行します。その場合、会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。
3. E T Cカードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
4. 会員が、E T Cカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について会員に重大な過失があったものとみなします。

第8条（E T Cカードの年会費）

会員は、E T Cカードの年会費の負担はないものとします。但し、当社が特に必要と認めた場合、会員に通知のうえ当社所定の年会費をご負担いただく場合があります。

第9条（免責事項）

当社は、第5条に基づくE T Cカードの利用により発生した通行料金等の決済に関する事項を除き、E T Cシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

第10条（個人情報の取扱い）

1. 会員は、E T Cカード発行の申し込み時に登録した個人情報及びE T Cシステムの利用による通行記録等に基づき道路事業者が作成し、U C社に送付する請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。
2. 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩しないよう当社の責任に

において適切に管理します。

第 11 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

第 12 条（本特約の変更等）

会員規約に定める（規約の改定並びに承認）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、会員規約に定める（規約の改定並びに承認）中「本規約」とあるのは「本特約」と読み替えるものとします。

第 13 条（多目的利用サービス）

本特約の他の定めにかかわらず、会員は ETC カードを ETC システムにおいて利用される通行料金の決済以外の用途に利用（以下「多目的利用」といいます。）することができる場合があります。この場合、会員は、本特約及び別途多目的利用にかかるサービスを提供する事業者が定める利用規程に従って、ETC カードを利用するものとし、当社は、ETC カードのご利用代金の決済に関する事項を除き、多目的利用にかかるサービス、ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負わないものとします。

【保障制度のあらまし】

- ETC カードを万一盗まれた時、または紛失した場合には、その旨をお届けください。特別な場合を除き、お届けを受理した日の 60 日前、受理日の 60 日後までの他人に不正利用された損害の全額もしくは一部を保障制度により補償します。
- ETC 「ハイカ・前払」残高管理サービスの前払金残高の減少により生じた損害や ETC マイレージサービスのポイント及び還元額（無料通行分）残高の減少により生じた損害につきましては、保障制度の対象となりません。

(2022.09.01)

株式会社青山キャピタル

本社 〒720-0043 広島県福山市船町 8 番 1 4 号
電話番号 0570-070-505